

質問書

※ この MS-WORD 文書のまま送付お願いいたします。(PDF 等のフォーマットへ変換しないでください)

2021 年 3 月 18 日

「ブラジル国アグリフードチェーンにおけるイノベーション・エコシステム及び持続可能性強化のための精密・デジタル農業共創プロジェクト（計画フェーズ）」

(公示日：2021 年 3 月 3 日／公示番号：20a00815) について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P.2～P.3 (2) 二段階方式による実施	「・・・計画フェーズで作成した資料等を整理の上、JICA 詳細計画調査団に提示する」との記載があります。JICA 詳細計画調査団への提示をどの時期までにすべきか、想定されているようであれば、教えてください。	2022 年 1 月頃を想定しています。 なお、提示の時期は、コロナウイルスの感染拡大の状況により変化する可能性があります。
2	P.5、(6) 見積書 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。 本邦研修に係る経費	本邦研修に係る経費については、以下の経費も含めて見積りを作成する必要がありますか。 ①研修参加者の日本での宿泊費・日当 ②ブラジル・日本間の往復航空運賃 ③研修時の通訳（ポルトガル語—日本語）	①研修参加者の日本での宿泊費・日当 ②ブラジル・日本間の往復航空運賃 ③研修時の通訳（ポルトガル語—日本語） の経費に関しては、見積りを作成する必要はありません。 なお、企画競争説明書での言及が抜けておりましたが、本件については、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に基づいて実施することを想定しており、その 8 ページには、以下の文言があること

			<p>から、それに沿ってお見積り願います。</p> <p>(抜粋)</p> <p>(1) 契約金額に含めることができる直接経費 研修員／被招へい者の受入に係る経費(航空券、国内移動旅費、宿泊費、滞在費等)や研修監理員／同行案内人 に係る経費については、JICA が負担しますので、契約金額に含める必要はありません。</p>
3	P.8、(3) ベースライン調査	<p>「ベースライン調査では、対象州の政策や経済的データ等の基本的な情報を収集する。」と記載されている。そして、p.2 の(5) 対象地域の項目な、「ブラジル、サンパウロ州カンピーナス市、サン・カルロス氏、マットグロッソ州シノッピ市、ルーカスドリオベリジ市、パラ州トメアス市を想定。」と記載されている。</p> <p>ベースライン調査実施対象州は、①サンパウロ州、②マットグロッソ州、③パラ州、の計3州と理解してよろしいですか。</p>	<p>ベースライン調査実施対象州は、①サンパウロ州、②マットグロッソ州、③パラ州、の計3州にブラジリアを追加願います。なお、C/P 機関から対象州の追加や変更の依頼があった場合は本部へご相談願います。</p>
4	P.9、(7) 成果4に係る活動 ブラジル国内のアグロフォロストリー実態調査	<p>文脈からは、アグロフォロストリー実態調査の焦点は、トメアス市を中心とするパラ州と理解されます。一方、「ブラジル国内でのアグロフォロストリー実態」を調査すると記載があります。</p> <p>実態調査の地理的範囲は、ブラジル国全体なの</p>	<p>調査の焦点は、トメアス市を中心とするパラ州としながらも、パラ州との比較のために文献等でパラ州以外のブラジル国全体の調査をお願いします。</p>

		か、あるいは、パラ州に焦点を当てて良いのかについて教えてください。	
5.	P.5 本邦研修に係る経費	経理処理ガイドラインでは、「技術研修費は、原則として、企画競争説明書に規定した定額を見積金額として計上することを求めます。」とありますが、今回は定額ではなく、提案者側で経費の積算が必要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり提案者側で経費の積算が必要です。具体的には、上記回答2. のとおり「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に基づいて実施することを想定していることから、謝金、翻訳料、旅費等の国内業務費の積算をお願いします。
6	P.11 3. 相手国の便宜供与 (2) プロジェクト事務所の提供	机、イス、文房具、電話等事務機器が提供されるとありますが、インターネット環境やプリンター等は提供されますか。あるいは、必要に応じて見積りに計上する必要がありますか。	インターネット環境、プリンター、インク等は、提供されませんので、必要に応じて見積りに計上願います。
7	P.11 3. 相手国の便宜供与 (3) カウンターパート資金	CP の出張費、活動費などは相手国の便宜供与として示されていますが、CP がワークショップ、セミナーなどに参加する際の日当・宿泊費・交通費などは見積りに計上不要との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、計上不要です。
8	2021 年度報酬単価の適用について		本案件については、2021 年度報酬単価を適用致します。見積もりの際には 2021 年度報酬単価（月額上限額）を適用してください。（2021 年 3 月 3 日お知らせ参照） https://www.jica.go.jp/announce/information/20210303.html